

令和7年4月に尼崎市立小学校ご入学のお子さまがいる保護者様

令和7年度就学援助（小学校新入学学用品費入学前支給）の申請について（ご案内）

尼崎市立小学校への入学が予定されているお子様がいらっしゃる保護者様で経済的な理由によりお困りの方に対し、その入学前の3月に小学校新入学学用品費を支給します。

支給を希望される方は、所定の用紙（申請書）に必要事項を記入し、必要書類を添付して申請してください。

申請期間

令和6年11月5日（火）から令和7年1月17日（金）まで（必着）

申請に必要なもの

- ① 就学援助費（小学校新入学学用品費）入学前支給申請書（就学時検診時に学校から配付されます。尼崎市ホームページからダウンロードすることも可能です。）
- ② 通帳又はキャッシュカードの写し
- ③ **令和6年度市民税・県民税課税額証明書（写し可）**（令和6年1月1日時点で尼崎市内在住の方は提出不要です。）
- ④ 令和6年度児童扶養手当証書（※）の写し（児童扶養手当を受給している方に限ります。児童手当及び特別児童扶養手当とは異なります。）

※ 有効期限の日付が令和7年10月31日であるものです。

申請先

尼崎市教育委員会事務局 学事企画課（直接同課の窓口への提出又は郵送）

※入学予定の小学校では受け付けておりませんのでご注意ください。

詳しい認定基準及び援助の内容等は次ページ以降をご確認ください。



尼崎市教育委員会

1 支給対象

次の(1)から(3)までの全てにあてはまる方

- (1) 申請日時点で尼崎市内に在住しており（市の住民基本台帳に記録されていること。）、お子様が令和7年4月に尼崎市立小学校へ入学することが予定されている方
- (2) 生活保護法の規定に基づく保護費（※）を受給していない世帯の方
※保護費受給世帯は、教育扶助費としての支給があります。
- (3) 次の①から③までのいずれかにあてはまる方
 - ① 令和6年度児童扶養手当（児童手当及び特別児童扶養手当とは異なります。）の支給を受けている方
 - ② 令和5年中（令和5年1月～同年12月）の世帯人員（※）の所得金額の合計が次の表の上欄に掲げる世帯人員の区分に応じた同表の下欄に掲げる所得基準額以下である保護者

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上 1人増す毎の 加算額
所得基準額	1,855,000 円	2,388,000 円	2,858,000 円	3,095,000 円	3,552,000 円	457,000 円

※ 住民票上の世帯にかかわらず、同居者全員が対象となり、生計同一の別居者(単身赴任者等)を含みます。

[所得の見方]

「令和6年度市民税・県民税課税額証明書」の所得内訳欄に記載されている所得の合計額をご参照ください。

③ **上記①及び②のいずれにも該当しないが、特別な事情がある保護者**

「特別な事情」とは、令和6年1月2日以後に離婚された方又は同月1日以後に生計維持者の失業若しくは死亡等があったことにより、その世帯の令和6年の所得金額が著しく減少することが見込まれること等です。審査に当たっては、離婚、失業、死亡等の事実を確認した後、所得金額の減少の原因となったものを世帯人員に含めず、又はそのものの所得金額を世帯の所得金額の合計に含めない上で、上記②に該当するか否かの審査をします。

2 申請期間及び申請先

- (1) 申請期間： 令和6年1月5日（火）から令和7年1月17日（金）まで（必着）（日曜日、土曜日、休日及び年末年始（令和6年12月28日から令和7年1月5日まで）を除く。）。受付時間は午前9時から午後5時30分までです。
- (2) 申請先： 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階 尼崎市教育委員会事務局学事企画課（※入学予定の小学校への提出はできません。）

3 申請方法

- (1) この案内文に添付されている「就学援助費（小学校新入学学用品費）入学前支給申請書」（以下「申請書」といいます。）に必要な事項を記入し、下記4の必要書類を添えて提出してください。
- (2) 申請書は、お子様1人につき1枚必要です。

- (3) 郵送でも受け付けますが、申請内容又は添付書類に不備があった場合、お電話で連絡が取れなければ不認定となりますので、ご注意ください。

4 必要書類

- (1) 該当する申請理由の証明書
- ① 児童扶養手当受給者
令和6年度児童扶養手当証書（有効期限が令和7年10月31日であるもの）の写し
 - ② 所得の合計額が上記1(3)②の表の所得基準額以下である世帯の方
 - ア 令和6年1月1日時点で尼崎市内在住の方は、市民税・県民税課税額証明書の添付は不要です。
 - イ 令和6年1月1日時点で尼崎市外在住の方は令和6年度市町村民税・都道府県民税課税額証明書（写し可）が必要です。課税された住所地を管轄する市役所等で交付を受けてください。
 - ③ 特別な事情がある方
学事企画課までご相談ください。
- (2) 振込先の通帳又はキャッシュカードの写し
※金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義が確認できる箇所

5 申請受付後の支給までの流れ

- (1) 審査結果のお知らせは令和7年2月中旬頃を予定しており、申請書に記載された住所に郵送します。
- (2) 支給時期は、令和7年3月中旬を予定しています。

6 支給金額

40,600円

7 注意事項

- (1) 尼崎市立小学校以外の小学校等（私立、国立、県立又は他市町村立の小学校等）への進学を予定している場合は、申請することができません。
- (2) 申請後に、家族状況の変更、進学先の変更、尼崎市外への転出又は生活保護の受給開始等がありましたら、早急に学事企画課までご連絡ください。
- (3) 支給後、上記(2)の事実が判明した場合は、小学校新入学学用品費を返還していただくことがあります。
- (4) 「小学校新入学学用品費」の支給は、就学援助の一つであり、入学前又は入学後のいずれかにおいて支給を受けることができます。本件の入学前支給を受けた方は、入学後に再び「小学校新入学学用品費」の支給を受けることはできません。
- (5) 「小学校新入学学用品費」の入学後支給は、入学後に就学援助を申請し、認定された場合に支給します。入学後学校を通して申請のご案内をいたしますので、入学後に改めて申請してください。その他の就学援助についても、同様です。
- (6) ただし、入学前支給と入学後の就学援助では、審査に使用する所得の年度が異なるため、審査結果に相違が生じる場合があります。

8 申請書記入時の注意事項

- (1) 記入の際は、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
- (2) 記入した内容を修正するときは、修正テープは使用せず、修正箇所を二重線で消してください。
- (3) 申請書の③の「同居人（単身赴任者等の別居者を含む。）全員」の欄には、住民票の世帯にとどまらず、生計が同一とされるべき者の全員を記入してください。
- (4) 申請書の裏面に通帳又はキャッシュカードの写しをのり付けしてください。その他、必要書類がある場合も、申請書の裏面にのり付けしてください。
- (5) 2人以上のお子様と同じ学校への入学を予定されている場合で申請される時は、添付の必要書類は1部で構いません。すなわち、必要書類を一方の申請書に限り添付し、他方の申請書には添付せず、当該他方の申請書の裏面の「写しは（ ）分に添付しています。」の欄の括弧内に、当該一方の申請書に記入した入学予定者の名前を記入してください。

* 申請書は、令和6年10月1日から尼崎市ホームページよりダウンロードすることができます。

検索ID番号：1013135

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

所在地 〒661-0024
尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階
尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学事企画課 就学担当
電話番号 06-4950-5671
FAX 06-4950-5658